

# 平成25年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年9月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成25年9月6日 午前9時4分宣告

開 議 平成25年9月6日 午前9時4分宣告（第1日）

応召議員	1番	森	正彦	2番	片岡	勝一	3番	松浦	隆起
	4番	岡村	統正	5番	坂本	貞雄	6番	中村	卓司
	7番	氏原	義幸	8番	松本	正人	9番	永田	耕朗
	10番	西村	清勇	11番	今橋	壽子	12番	嶋崎	正彦
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応召議員 なし

出席議員	1番	森	正彦	2番	片岡	勝一	3番	松浦	隆起
	4番	岡村	統正	5番	坂本	貞雄	6番	中村	卓司
	7番	氏原	義幸	8番	松本	正人	9番	永田	耕朗
	10番	西村	清勇	11番	今橋	壽子	12番	嶋崎	正彦
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名									
町 長		榎並谷	哲夫	教育次長		岩本	敏彦		
副町長				産業建設課長		渡辺	公平		
教育長		川井	正一	健康福祉課長		岡崎	省治		
代表監査委員		上田	益英	町民課長		横山	覚		
会計管理者		西森	恵子	国土調査課長		氏原	敏男		
総務課長		岡林	護	農業委員会事務局長		氏原	謙		
税務課長		田村	秀明	病院事務局長		笹岡	忠幸		
収納管理課長		橋掛	直馬						

本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 1番 森 正彦      2番 片岡 勝一

平成25年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成25年 9月 6日 午前9時開議

- |       |        |                        |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名             |
| 日程第2  |        | 会期の決定                  |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                  |
| 日程第4  |        | 町長挨拶並びに行政報告            |
| 日程第5  |        | 陳情について                 |
| 日程第6  | 報告第5号  | 平成24年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第7  | 報告第6号  | 平成24年度資金不足比率の報告について    |
| 日程第8  | 報告第7号  | 債権の放棄について              |
| 日程第9  | 報告第8号  | 債権の放棄について              |
| 日程第10 | 報告第9号  | 債権の放棄について              |
| 日程第11 | 報告第10号 | 債権の放棄について              |
| 日程第12 | 報告第11号 | 専決処分の報告について（訴えの提起について） |
| 日程第13 | 報告第12号 | 専決処分の報告について（訴えの提起について） |
| 日程第14 | 報告第13号 | 専決処分の報告について（和解について）    |

- 日程第 15 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 16 認定第 1 号 平成 24 年度佐川町一般会計の決算の認定について
- 日程第 17 認定第 2 号 平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 18 認定第 3 号 平成 24 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 19 認定第 4 号 平成 24 年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 平成 24 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 21 認定第 6 号 平成 24 年度佐川町特定環境保全公共下水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 22 認定第 7 号 平成 24 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
- 日程第 23 認定第 8 号 平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
- 日程第 24 認定第 9 号 平成 24 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 25 認定第 10 号 平成 24 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
- 日程第 26 議案第 64 号 平成 25 年度佐川町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 27 議案第 65 号 平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 議案第 66 号 平成 25 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 29 議案第 67 号 平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

- 日程第 30 議案第 68 号 平成 2 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 69 号 牧野公園設置及び管理運営に関する条例の制定について
- 日程第 32 議案第 70 号 牧野公園の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 71 号 旧浜口家住宅の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 72 号 佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について
- 日程第 35 議案第 73 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 36 議案第 74 号 平成 2 4 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 25 年 9 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、日程に先がけ、9 月 3 日付で町職員の人事異動がっております。佐川町議会先例集の定めるところにより、新任者の紹介をしますので、御起立をください。健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

よろしく申し上げます。（拍手）

議長（永田耕朗君）

どうぞよろしく願いをいたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、1 番森正彦君、2 番片岡勝一君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（藤原健祐君）

おはようございます。9 月定例会の会期及び運営について、9 月 2 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 9 月 6 日を開会日とし、報告、諮問案の審議、採決、議案の上程、説明までとし、議会終了後、総務文教常任委員会を行います。

7 日土曜日、8 日日曜日は、休会とします。9 日月曜日、10 日火曜日は、一般質問を行います。11 日水曜日、12 日木曜日は休会とします。13 日金曜日は、議案審議、討論、採決を行い、閉会とします。

本定例会の会期は、本日から 13 日までの 8 日間に決定をいたしましたので報告します。

なお、運営については、議長に一任をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 9 月 13 日までの 8 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 13 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

6 月定例会後の重立ったものについて、報告します。

まず初めに、6 月 17 日、佐川歩道トンネル起工式が行われ、出席してまいりました。

6 月 18 日、鷹ノ巣養豚団地跡メガソーラー起工式が行われ、議員の皆さんと出席しました。

6 月 20 日、高知県町村議会・議長会理事会が、高知県自治会館で開催され、出席しました。付議事件は、平成 24 年度高知県町村議会議長会一般会計決算の認定で、原案どおり認定されました。

同日、平成 25 年度佐川町よさこいクラブ連合会総会への御案内を受け、氏原副議長に代理出席していただきました。

6 月 21 日、第 2 回日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、選任同意案 2 件であり、日高村佐川町学校組合教育委員に、日高村の戸梶素行氏が、また監査委員には、佐川町の平松順氏が選任同意されました。

6 月 28 日、高知県町村議会議長会臨時総会が高知共済会館で開催され、出席しました。付議事件は、役員異動報告、平成 24 年度高知県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算及び監査報告でありました。また、役員の選挙が行われ、新会長に、田野町議会議長村田秀作氏が就任されました。

7 月 25 日、平成 25 年度高知県市町村議会議員研修が、県民文化ホールオレンジホールで開催され、皆さんとともに出席しました。講師は、群馬大学教授片田敏孝氏で、「巨大津波想定に向かい合う防災を考える」と題した大変有意義な講演を聞いてまいりました。

8 月 14 日、地域に根ざした佐川高等学校を後援する会総会が開催され、出席してまいりました。

8 月 22 日から 24 日の 3 日間、姉妹都市提携 25 周年記念事業式典に参加するため、議会の代表として私ほか 5 名の議員と執行部を含めた 11 名で、北見市と常呂町を訪問しました。櫻田北見市長、森部北見市議会副議長を初め、多くの方々の歓迎を受け、姉妹都市提携の歴史の深さを感じるものでありました。

訪問中は、記念式典、交流会のほか、建設中のカーリングホールや、常呂町農協のタマネギ選別施設、常呂森林組合公園、メガソーラー発電所、常呂漁協組合では、ホタテの養殖場などの視察を行いました。

8月29日、町村議会議長研修会並びに県政に対する意見交換会が高知共済会館において開催され、出席しました。研修会並びに意見交換会では、尾崎知事から「県政の諸課題について」と題して講演をいただいた後、中山間対策について、地震・防災対策について、県の職員から説明を受けるとともに、主管部課長との意見交換を行ってまいりました。

8月30日、第7回高幡町村議会議員研修会が中土佐町民交流会館で開催され、皆さんとともに参加しました。講師は、田舎まるごと販売研究家の松崎良三氏で、「地域丸ごと販売塾」と題した講演を聞いてまいりました。

また、研修会開催地の中土佐町長からは、中土佐町の現状について、現在取り組んでいる震災対策、津波避難タワー等の説明を受けるとともに、現地視察も行いました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、町長挨拶並びに行政報告を行います。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。本日、議員の皆様方には出席をいただき、平成25年9月町議会定例会が開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

一昨日の17号台風の影響で、全国各地に大きな被害、また犠牲者も出たというような報道がされておりますけども、佐川町でも、一部農地が冠水したという報告を受けておりますけども、そのほかは、県道の1カ所、崩落があって一時通行止めと、そんなことで、ほんとに大した被害がなく、雨は逆に実になるとなったようでございまして、不幸中の幸いというふうに思っております。

それでは、ただいまから行政報告、並びに申し上げます

さて、10月26日に春野総合運動公園での総合開会式を皮切りにスタートいたします「ねんりんピックよさこい高知2013」の開催まで1カ月半余りとなりました。この大会は、ふれあいと元気のある長寿社会をつくっていくことを目的とした健康・福祉・生きがいづくりの祭典であり、県内22の市町村で24種目のスポーツや文化



の交流大会が開催され、全国からおよそ1万人の選手・役員の方々が高知県を訪れます。

佐川町におきましては、10月27日にウォークラリー交流大会の開催を予定しており、約180人の方々が選手として来町される予定でございます。当日は、桜座での開会開始式の後、桜座と健康福祉センターかわせみを同時にスタートし、町内を歩いていただくコースを設定をいたしております。会場内には、おもてなしコーナー、観光物産コーナーなども設けまして、全国から参加される皆さんを温かくお迎えする予定でございます。この大会を機に、高知県の魅力を、そして佐川町の魅力を十分に感じとっていただきたいと考えております。

また、この大会の準備にあたりまして、1年以上前から御尽力をいただきました運営委員の皆様、そして多くのスタッフの方々に厚く御礼を申し上げます。

続きまして、行政報告を行います。

6月定例会以降の重立ったものについて御報告申し上げますが、先ほどの議長の諸般報告と重複する部分もありますけれども、お許しを願いたいと思います。

まず初めに、4月6日に発生した豪雨による災害について、農業用施設の査定が6月4日に、公共土木施設の査定が6月5日に実施をされました。

農業用施設においては道路3件の被害があり、査定の結果、合計金額806万7,000円の災害復旧事業として、3件とも採択されております。また、公共土木施設においては道路2件の被害があり、査定の結果、合計金額959万8,000円の災害復旧事業として、2件とも採択されております。

6月21日、日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席をいたしました。提出されました議案は、日高村佐川町学校組合教育委員及び監査委員の選任同意についての2件でありまして、教育委員には、日高村の戸梶素行氏が、監査委員には、引き続き佐川町の平松順氏が選任されております。

6月22日、荷稻の小富士集会所において、JR西佐川駅東側に県、町、民間事業者の共同出資により立地するこうち型地域環流再エネ事業、いわゆるメガソーラー事業について、荷稻自治会、青去自治会の皆様を対象に説明会を開催をいたしました。

そこでは、事業内容や今後のスケジュール等について説明申し上げましたが、参加された自治会の皆様の反応は、総じて反対の意見はなく、むしろ遊休地の活用でもあるし、時代の流れである再生エネルギー事業であることから、迅速に進めてほしいとの意見もございました。

6月27日から28日にかけて、仁淀川地区町村会要望活動に参加をし、県選出国會議員及び総務省・国土交通省に対し、国道33号の早期改修及び過疎法適用外町村に対する支援策の拡充について強く要望してまいりました。

7月19日、四国地方整備局に対し、市長村道整備促進協議会並びに国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会の関係市町村長とともに地域の実情を説明し、道路整備促進に関する予算措置について要望活動を行いました。

7月23日、平成25年度分の普通交付税及び地方特例交付金等の額の決定が通知されました。当町への普通交付税は25億4,248万7,000円でありまして、昨年と比べ、2,832万7,000円の減額となっております。

また、後年度に交付税として措置される臨時財政対策債も昨年と比べ413万円の減額となったため、実質的な普通交付税は3,245万7,000円の減額となりました。

これは、地域の元気づくり推進員の新設により若干の増額があったものの、起債の償還額が年々減っていることや、普通交付税全体の額が昨年と比較して2.2%程度抑えられていることが原因であると考えられます。

7月26日、第1回佐川町男女共同参画計画策定委員会を開催いたしました。この計画策定は、かねてからの懸案であり、10名の住民の方々に委員になっていただきまして、その構成は、女性5名、男性5名で、会長は女性の方、副会長は男性の方になっていただき、委員会の体制も男女共同参画を体現するものとなりました。男女が固定的な役割分担意識や慣習にとらわれることなく、それぞれが個性と能力を發揮し、いきいきと暮らすことのできる社会を目指した計画の策定に取り組んでまいります。

7月29日、少年の主張佐川大会が佐川町総合文化センターにおいて開催されました。本年も町内の3つの中学校と加茂中学校から14名の生徒が参加され、自身の経験や体験をもとに、これからの生

き方や命の大切さなどについて、それぞれ素晴らしい発表がされました。最優秀賞は「伝えていますか？100%のありがとう」と題して発表されました加茂中学校2年生の森下朝日さんが受賞されました。

7月30日から8月2日の4日間、佐川・常呂体験学習交流会活動が行われ、北見市旧常呂町より小学校4年・5年生5名と引率者2名が、暑い高知を訪れました。佐川町からも小学生4年・5年生5名が参加をし、常呂の訪問団とともに県内各地を訪れ、高知城や地質館を見学をいたしました。また、尾川小学校を訪問し、4年・5年生と交流をしました。4日間という限られた期間ではございましたが、子どもたちは友情を深めることができました。来年の夏には、佐川の訪問団が常呂を訪れる予定となっております。今後とも、こうした交流の進展を願うものでございます。

8月1日、四国8の字ネットワーク整備・利用促進を考える会が東京都で開催され出席をいたしました。講演会や各県知事らによる意見発表の後、尾崎知事が大会を総括し、大規模災害時には「命の道」となる8の字ネットワークの早期整備や、本州四国連絡高速道路の全国共通料金を導入するなど、4つの項目からなる「8の字宣言案」を読み上げ、全会一致で採択されております。

8月5日から9日にかけて、東京イギリス大使館勤務のマイケル・シャーラー氏が佐川町を中心に、研修のため滞在をいたしました。シャーラー氏は、平成5年から7年の2年間、佐川町国際交流員として勤務され、2007年イギリス外務省に入省、現在、イギリス大使館に勤務をいたしております。シャーラー氏から日本研修を佐川で行いたいという希望があり、佐川町の司牡丹酒造株式会社、吉本乳業、高知市の技研製作所等で5日間の研修を行いました。

その間、8月9日には尾崎知事を訪問し、今後のイギリスと高知県、佐川町とのつながりを深めるとともに、経済、文化交流の促進などについて意見を交換をいたしました。シャーラー氏の今後のますますの御活躍を期待をいたしております。

8月14日、高知地方裁判所から口頭弁論期日呼び出し状が送付されてきました。原告は、佐川町民の2名でございまして、訴状の内容は、平成24年度の佐川町一般廃棄物収集運搬委託業務、いわゆるごみ収集業務の委託費が高額であるから、その過剰支出分についての損害賠償を当時の町長、副町長、担当課長に求めるというも

のでございます。

この件につきましては、同じ内容で先の住民監査請求において「不当に財産の管理を怠る事実は認められない」として棄却されているものです。同事業につきましては、適正な実施設計で執行しており、しっかり司法の判断を仰ぎたいと考えております。

8月22日から24日の3日間、姉妹都市提携25周年記念事業の式典に参加するため、私を含め11名の訪問団で北見市と旧常呂町を訪問をいたしました。

訪問先では、櫻田北見市長、森部北見市副議長を初め多くの方々の心温まる歓迎を受け、また、北見地区高知県人会の方々とも交流を深め、改めて佐川の先人が北の大地を切り開き、旧常呂町の現在の発展に多大な貢献をされたという歴史の重みを感じたところでございます。

今後とも、教育・文化・産業などにおける交流を一層深め、50年、また100年先に向けて、姉妹都市交流が一層発展することを期待をいたしております。

8月27日、明日の四国づくりを考える市町村長の会が西条市において開催され、出席をいたしました。当日は、四国地方整備局からの情報提供や意見交換の後、国土交通省の足立敏之氏による「四国の防災力の強化に向けて」と題する講演も拝聴をいたしました。

この会に参加し、防災対策における社会資本の充実・強化、とりわけ住民の避難路、救命・救助活動に欠かせない道路インフラの長寿命化及び耐震化など、整備促進の重要性を再認識をいたしました。今後は、このようなハード整備とあわせ、自主防災組織の活性化など自助・共助の取り組みにもさらに力を入れてまいり所存でございます。

8月28日、さかわ観光協会臨時総会が開催され、来賓として出席をいたしました。4月に発足したさかわ観光協会を一般社団法人化する内容が審議され、承認されました。10月には、一般社団法人さかわ観光協会となる予定となっております。

これにより佐川町の観光振興がさらに活発化し、地域のにぎわいが創出されることを期待をいたしております。今後は、町としても支援連携を進めていくことが必要だと考えております。

8月31日には、本山町で開催された「協働の森フォーラム」に

出席をし、東京大学大気海流研究所副所長の木元昌秀教授による「大気変動と異常気象」について講演、また尾崎知事も出席されたパネルディスカッションも拝聴してまいりました。協働の森づくりなどの取り組みが中山間地域の活性化のみならず、CO<sub>2</sub>の削減など地球温暖化防止の一助となっていることを改めて認識をしたところでございます。

9月1日には、土佐市のグランディールにおきまして、第56回金婚夫婦祝福式典が開催され、出席をいたしました。佐川町からは、11組の御夫婦が参加され、記念品を贈呈するとともにお祝いを申し上げてまいりました。

引き続きまして、今回提出いたします議案につきまして御説明をいたします。議案は、報告9件、認定10件、議案11件、諮問1件でございます。

このうち、一般会計補正予算案につきましては、主な内容を御説明をいたします。

まず、補正予算関係でございますが、平成25年度補正予算は、一般会計において合計4,488万1,000円の追加計上をしており、補正後の予算総額は、65億6,144万8,000円となります。

主な補正の内容は、職員が使用するパソコンの入れかえや選挙人名簿の修正に390万3,000円。要援護者の生活支援を目的とした安心生活基盤構築事業に850万円。新たな次世代育成支援のため子ども子育て支援事業に480万円。仁淀川森林組合への出資に1,000万円などとなっております。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計が3,333万1,000円の増額。住宅新築資金等貸付事業特別会計が3,534万8,000円の増額。介護保険特別会計が343万3,000円の増額。後期高齢者医療特別会計が274万8,000円の増額などとなっております。

以上、議案の説明をさせていただきましたが、これをもちまして、私が議会に提案する最後の提案となるわけでございます。この8年間、議員の皆様には大変な御援助、また御協力、また御意見もいただきまして、無事に8年間のこうした場を終えることができました。厚く御礼を申し上げます、行政報告並びに議案につきましての概要説明とさせていただきます。何とぞ慎重なる御審議をいただき、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長あいさつ並びに行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号4号は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、報告第5号、平成24年度財政健全化判断比率の報告について、から、日程第14、報告第13号、専決処分の報告、についてまで、以上9件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（榎並谷哲夫君）

まず、報告第5号、平成24年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率について、監査委員の監査を受けた結果を御報告するものでございます。一般会計などを対象とした実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。

次に、全ての会計を対象とした実質赤字を示す連結実質赤字比率もマイナスでしたので、数値は出ておりません。

次に、一般会計などが負担をする借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率である実質公債費比率は、13.7%で、昨年度より1.2ポイント改善をしております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

また一般会計などが将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である将来負担比率もマイナスでしたので、数値はございません。

以上、財政健全化に関するいずれの使用においても、前年度に引き続き基準を超えるものはありませんでした。

報告第6号、平成24年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度決算に基づく資金不足比率について監査委員の監査を受けた結果を御報告するものでございます。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業特別会計、病院事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計、こ

これらの公営企業会計ごとの資金不足額はありませんでした。

報告第 7 号、債権の放棄につきましては、町営住宅使用料 10 人、共益費 4 人、合計金額 1,100 万 2,885 円について、佐川町の私債権の管理に関する条例第 15 条の規定に基づき、平成 24 年度末に放棄しましたので、同条例第 16 条の規定により報告するものでございます。

報告第 8 号、債権の放棄につきましては、学校の給食費 1 人分 7 万 283 円を、条例第 15 条の規定に基づき、平成 24 年度末に放棄しましたので、同条例第 16 条の規定により報告するものでございます。

報告第 9 号、債権の放棄につきましては、水道料金 19 人、金額 26 万 2,095 円について同条例第 15 条の規定に基づき、平成 24 年度末に放棄をしましたので、同条例第 16 条の規定により報告をするものです。

報告第 10 号、債権の放棄につきましては、病院の診療費について、4 人分 86 万 8,710 円の、同条例第 15 条の規定により平成 24 年度末に放棄をしましたので、同条例第 16 条の規定により報告をするものです。

報告第 11 号、専決処分の報告につきましては、町営住宅使用料、上水道使用料、学校給食費の未払い請求事件において、支払督促の申し立てに対して、相手方より異議の申し立てがあり、訴えの提起をしたものです。相手方、訴えの趣旨は、専決処分書のとおりです。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 17 日に専決を処分しましたので報告をいたします。

報告第 12 号、専決処分の報告につきましては、学校給食費の未払い請求事件において、支払い督促の申し立てに対して、相手方より異議の申し立てがあり、訴えの提起をしたものです。相手方、訴えの趣旨は、専決処分書のとおりです。同条、同項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 10 日に専決処分をしましたので、報告をいたします。

報告第 13 号、専決処分の報告につきましては、学校給食費の未払い請求事件において、支払い督促の申し立てに対して、相手方より異議の申し立てがあり、双方出頭、協議の結果、裁判所の和解となりました。相手方、和解の趣旨は、専決処分書のとおりです。同条、同項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 10 日に専決処分をいたしましたので、報告をいたします。

以上、御報告を申し上げます。

議長（永田耕朗君）

一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 15、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とします。提案者の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につきましては、井上和江委員の任期が、平成 25 年 12 月 31 日で満了になることから、次期についても推薦をいたしたく、議会の御意見をお伺いするものです。

井上和江氏につきましては、人権擁護委員を 2 期 6 年務められ、長年にわたる人権擁護委員活動において多大の貢献をされております。また人格、見識の高さは衆目の一致するところであり、広く社会の実情にも通じておられ、人権擁護委員としての適任者であると認められます。何とぞ、よろしくお願いを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思いません。

御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第 16、認定第 1 号、平成 24 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、日程第 36、議案第 74 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、まで、以上 21 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（榎並谷哲夫君）

認定第 1 号、平成 24 年度佐川町一般会計の決算の認定について、から、認定第 8 号、平成 24 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の



決算の認定について、まで、一般会計並びに特別会計 7 件につきまして、地方自治法第 233 条 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

認定第 9 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

認定第 10 号、平成 24 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

議案第 64 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 4,488 万 1,000 円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 65 億 6,144 万 8,000 円とするものでございます。

議案第 65 号、平成 25 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,333 万 1,000 円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 18 億 8,562 万 8,000 円とするものでございます。

議案第 66 号、平成 25 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 3,534 万 8,000 円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 3,873 万 1,000 円とするものでございます。

議案第 67 号、平成 25 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 343 万 3,000 円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 5,844 万 2,000 円とするものです。

議案第 68 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 274 万 8,000 円を追加補正をいたしまして、総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 1,298 万 7,000 円とするものです。

議案第 69 号、牧野公園設置及び管理運営に関する条例の制定につきましては、次の議案に関係しますが、牧野公園を指定管理するに当たり、現在の条例を全部改正するものでございます。指定管理規定及び利用料金の明確化が主な改正点でございます。

議案第 70 号、牧野公園の指定管理者の指定につきましては、現在進めております公園のリニューアルにより、機能的に進めるため、

また、より細かな管理を実施するために、さかわ観光協会を指定管理者に指定するものでございます。現在、リニューアルと一緒に進めているNPO法人や地域住民、専門家らとともに、今後とも協力しながら、牧野公園を管理、運営をしていただく予定でございます。

議案第71号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定につきましても、さかわ観光協会を指定管理者に指定するものでございます。現在、旧浜口家住宅内に事務所を開設しておりますが、10月から本格的に管理運営を任し、建物の管理のほかに、町観光の総合窓口として運営をしていただく予定といたしております。

議案第72号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定につきましても、さかわ観光協会を指定管理者に指定するものでございます。施設を常時開放し、管内への展示を実施するなど、観光客の利便性を高め、佐川町の文化への理解が深まる管理運営をしていただく予定でございます。

議案第73号、工事請負契約の締結につきましては、平成25年8月20日に、見積もり合わせを実施した佐川町役場庁舎空調設備改修工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の方法は随意契約、契約金額は7,507万5,000円、契約の相手方は、高知県高知市葛島2丁目3番75号、土佐ガス株式会社、代表取締役高橋浩介です。

議案第74号、平成24年度佐川町水道事業特別会計の利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、当年度末の未処理分利益剰余金1,325万9,910円を減債積立金へ積み立てるものでございます。

以上、各会計決算の概要につきましては、会計管理者、水道企業出納員、及び病院事業企業出納員から、また各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

会計管理者（西森恵子君）

おはようございます。平成24年度佐川町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算について、御説明申し上げます。

各決算書につきましては、お手元に配付いたしておりますので、よろしくお願いたします。内容等につきましては、決算参考資料をつくりましたので、これにより各会計の概要を説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお開きください。

第1表、平成24年度佐川町一般会計並びに特別会計決算の実質収支に関する調書でございます。一般会計歳入総額61億8,486万3,353円、歳出総額59億5,176万2,297円、歳入歳出差引額2億3,310万1,056円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額1億123万8,000円を差し引き、実質収支額は1億3,186万3,056円となりました。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、7,000万円でございます。この規定は、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。そして、この剰余金のうち2分の1を下らない金額を積み立てまたは償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないと規定されていますので、これに基づいて減債基金へ積み立てるものでございます。

2ページ、3ページには、平成24年度一般会計歳入歳出決算額一覧表を載せております。

2ページの歳入合計は、収入済額C欄で61億8,486万3,353円、不納欠損額はD欄で町税365万4,607円。これは町民税や固定資産税・軽自動車税の滞納繰り越し分で、地方税法第18条の1、時効や第15条の7滞納処分の執行停止等によって不納欠損処分をしたものです。分担金及び負担金の4万8,392円は、保育料の執行停止分です。使用料及び手数料の939万2,685円は、町営住宅使用料で、債務者の死亡・行方不明や生活困窮者で資力の回復が困難などの理由で不納欠損するものでございます。諸収入の161万200円は、町営住宅の共益費の不納欠損分でございます。合計で、1,470万5,884円となります。23年度と比較しますと、町営住宅使用料及び共益費を不納欠損処分したため、1,100万円余り増額しております。

収入未済額の合計は、9,134万7,809円。町税や保育料、住宅使用料などの未納分でございます。23年度との比較では、2,900万円減額しております。

右の端は、23年度と収入済額を比較しています。町債や繰越金及び地方交付税や町税などの減により合計で3億円余り減額しております。

続いて、3ページで、歳出では、防災対策、子育て支援、協働推進事業そして新エネルギー対策事業などを24年度の重点項目とし

て取り組んでまいりました。

支出済額B欄、歳出合計 59 億 5,176 万 2,297 円、翌年度繰越額 C 欄、4 億 5,947 万 4,000 円です。この詳細につきましては、私立保育園耐震化補助事業 201 万 8,000 円、病院会計繰出金事業、備品購入費でございますが、これが 2,136 万 1,000 円。基盤整備事業、清鏡堰と島田堰の整備に 8,400 万円。花見事業で 185 万円。歴史まちづくり整備事業 6,639 万 5,000 円。狹隘道路整備事業 540 万 3,000 円。地方道路交付金事業 1 億 2,531 万円。四ツ白地区道路改良事業 1,000 万円。木造住宅耐震化支援事業 2,262 万 8,000 円。斗賀野町営住宅建設事業 1,358 万 3,000 円。黒岩中学校耐震化事業 9,863 万 3,000 円。急傾斜地崩壊対策事業、県工事負担金でございますが、829 万 3,000 円。以上 12 件の事業で合計 4 億 5,947 万 4,000 円を繰り越すものでございます。

このうち、特定財源が 3 億 5,823 万 6,000 円。一般財源が 1 億 123 万 8,000 円。この一般財源が、先ほどの実質収支の繰越明許費繰越額の金額になります。

23 年度と支出済額を比較してみますと、3 億 2,054 万 3,564 円の減額となっております。主な要因は、総務費で 2 億 9,000 万円余り減額しております。財産管理費の工事請負費や電子計算費の電算機器委託料と備品購入費などの減によるものでございます。また災害復旧費の災害復旧工事請負費などが 1 億 3,100 万円余り減額しております。

次に特別会計ですが、1 ページにかえていただいて、国民健康保険特別会計、歳入総額 18 億 131 万 5,980 円、歳出総額 17 億 8,719 万 8,057 円。歳入歳出差引額 1,411 万 7,923 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、1,411 万 7,923 円となります。このうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、141 万 2,000 円でございます。国民健康保険事業財政調整基金条例第 2 条により剰余金の 10 分の 1 以上を積み立てるものでございます。

4 ページをお開きください。国民健康保険税の不納欠損額は、324 万 2,128 円。これは、一般国税と退職国税の滞納繰り越し分で、地方税法第 18 条の 1、時効や第 15 条の 7、滞納処分の執行停止等によって不納欠損処分をした金額です。

収入未済額は 3,850 万 9,183 円、国民健康保険税の未納分ござ

います。23年度よりは760万円程度減額しております。収入済額を23年度と比較してみますと、4,800万円弱の増額になっております。前期高齢者交付金などの増によるものでございます。

5ページは歳出で、23年度と支出済額を比較してみますと、4,787万2,837円増額しております。主な要因は、保険給付費の療養諸費、高額療養費等の増加によるものでございます。

1ページへかえっていただいて、住宅新築資金等貸付事業特別会計。歳入総額3,774万2,313円。歳出総額239万2,615円で、歳入歳出差引額は3,534万9,698円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3,534万9,698円となります。

6ページの歳入で、収入未済額は1,566万1,356円。貸付金元利収入の未納分でございます。

歳出で、23年度と支出済額を比較してみますと、433万3,024円減額しております。これは、ひとつ、起債の償還が終わったためでございます。

もう一度1ページへ、すみません。学校給食特別会計、歳入総額5,235万7,094円。歳出総額5,235万7,094円同額で歳入歳出差引額はゼロとなっております。

7ページの歳入で、不納欠損額は7万283円。これは佐川町私債権の管理に関する条例第15条の規定により、滞納繰越分にかかる執行停止等による不能欠損処分をした金額です。

収入未済額は1,072万6,561円。給食費の未納分で、23年度より130万円余り減額しています。

歳出で、23年度と支出済額を比較してみますと、78万1,762円減額しております。

1ページの農業集落排水事業特別会計。歳入総額2,098万6,112円。歳出総額2,098万6,112円。よって歳入歳出差引額はゼロです。

続きまして、特定環境保全公共下水道事業特別会計。歳入総額463万8,679円。歳出総額463万8,679円。よって歳入歳出差引額はゼロです。

介護保険特別会計。歳入総額は16億1,608万9,941円。歳出総額16億747万9,358円。歳入歳出差引額は861万583円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は861万583円でございます。このうち、地方自治法第233

条の2の規定による基金繰入金は861万583円です。介護保険事業運営基金条例第2条の2により、剰余金を積み立てるものでございます。

10 ページをお願いします。歳入で、不納欠損額は20万8,743円。これは介護保険法第200条により滞納繰越分にかかる時効によって不納欠損処分をした金額です。23年度と比較しますと、460万円余り減額しております。

収入未済額は433万4,346円。介護保険料の未納分です。

歳出で、23年度と支出済額を比較してみますと、3,009万2,835円増額しております。保険給付費の介護サービス等諸費などの増によるものでございます。

1 ページの後期高齢者医療特別会計。歳入総額、2億1,018万3,734円。歳出総額、2億743万3,766円。歳入歳出差引額は274万9,968円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、274万9,968円でございます。

11 ページをお願いします。歳入で不納欠損額は11万9,061円。これは、高齢者の医療の確保に関する法律第160条により滞納繰越分にかかる時効によって不納欠損処分をした金額です。

収入未済額は60万3,355円。後期高齢者医療保険料の未納分です。

歳出で、23年度と支出済額を比較してみますと、1,749万7,265円増額しております。後期高齢者医療広域連合納付金などの増によるものでございます。

それでは、一般会計より各特別会計への繰出金について御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計へ1億1,479万4,247円。学校給食特別会計へ52万6,029円。農業集落排水事業特別会計へ1,526万9,765円。特定環境保全公共下水道事業特別会計へ463万8,679円。介護保険特別会計へ2億4,619万618円。後期高齢者医療特別会計へ7,933万4,791円。そして水道事業特別会計へ3,620万1,412円。病院事業特別会計へ2億4,904万円繰り出しました。一般会計より各特別会計への繰出金の総額といたしましては、7億4,599万5,541円となりました。

なお、各決算書の事項別明細書等につきましては、勉強会において各担当課長から詳しく御説明させていただきますので、ここでは

省略させていただきます。

次に、財産に関する調書。最終ページ、12 ページをお開きください。

平成 24 年度佐川町基金精算報告書でございます。

現在、財政調整基金を初め、一般会計は 25 件の基金、金額で 40 億 6,167 万 2,019 円と、特別会計は 4 件の基金で 3 億 793 万 3,264 円。総合計額は 43 億 6,960 万 5,283 円。それぞれの基金条例に基づき、定期預金で管理しております。24 年度中の積み立てが 2 億 4,123 万 4,263 円、取り崩しが桜座運営基金と地質館運営基金で 1,300 万円。したがって、23 年度より 2 億 2,800 万円余り増額しております。また、定期預金で得た益金総額、利子は 1,593 万 2,773 円でした。この益金は、基金条例第 4 条により、基金に編入するとなっているものについては、基金へ積み立てました。その他は、経費に充当し、なお余剰が生じた場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理することとなっています。

基金管理については、条例第 3 条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。とありますように、佐川町資金管理並びに運用基準に基づいて、町内に支店を有する銀行、信用金庫、農業協同組合に利率の引き合いをし、より有利な運用に努めています。

今後につきましても、慎重に対応し、確実かつ有利な方法で管理していきますので、よろしく申し上げます。

簡単でございますが、以上をもちまして、平成 24 年度佐川町一般会計並びに特別会計 7 件の決算書の概要説明とさせていただきます。御審議の上、御認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。水道事業特別会計の決算の説明をさせていただきます。

まず、決算書の 1 ページのほうをおあけください。1 ページは、収益的収入及び支出に関する決算額を記載してございます。

まず、収入の部でございますが、水道事業収益、決算額 1 億 6,295 万 7,484 円となっております。その内訳は、営業収益が 1 億 5,059 万 1,008 円となっております。営業外収益が 1,236 万 6,476 円でございます。

支出の部でございますが、決算額、水道事業費用 1 億 4,340 万 12 円でございます。内訳でございますが、営業費用 1 億 2,093 万 996 円でございます。営業外費用 2,219 万 6,295 円でございます。特別損失 27 万 2,721 円でございます。

続きまして 2 ページのほうをごらんください。資本的収入及び支出の部でございます。

まず、収入でございます。資本的収入、決算額 2,741 万 1,496 円。内訳でございます。負担金 237 万 8,250 円。出資金 2,503 万 3,246 円でございます。

支出のほうでございますが、資本的支出、決算額 1 億 3,741 万 6,511 円でございます。内訳としまして、建設改良費 9,149 万 1,010 円。企業債償還金 4,592 万 5,501 円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 1,000 万 5,015 円。これにつきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,193 万 7,028 円及び過年度分損益勘定留保資金 8,806 万 7,987 円、これをもって補填してございます。

次に、3 ページのほうをごらんください。こちら、損益計算書でございます。この中で、先ほど収益的収支のところ、それぞれの金額は申しましたので、この下から 3 つ目でございます。当年度純利益 1,532 万 5,810 円が、純利益として上がってございます。

前年度までの繰越欠損金が 206 万 5,900 円ございました。そのため差し引きまして、当年度未処分利益剰余金が 1,325 万 9,910 円発生してございます。こちらにつきましては、また後ほど説明させていただきます議案第 74 号で、未処分利益剰余金の処分について、議案としてこれについて提案させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

それでは、私のほうから病院事業の決算につきまして、補足説明を申し上げます。1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度佐川町病院事業特別会計決算報告書でございます。まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、病院事業収益といたしまして、決算額は、15 億 6,436 万 419 円となりました。

その内訳でございます。医業収益が 12 億 4,448 万 5,546 円。医業外収益が 1 億 3,951 万 297 円。介護老人保健施設収益 5,688 万 3,787 円。デイケア収益 7,292 万 6,793 円。デイサービス収益が 4,575



万 4,496 円。居宅介護支援事業収益 478 万 9,500 円。特別収益が 1 万円でございます。

その下の欄、支出でございますが、病院事業費用といたしまして、決算額は 14 億 8,669 万 440 円となりました。その内訳といたしまして、医業費用が 12 億 9,376 万 6,830 円。医業外費用 3,871 万 7,673 円。介護老人保健施設費用 5,486 万 6,255 円。デイケア費用 5,491 万 6,494 円。デイサービス費用 3,700 万 4,224 円。居宅介護支援事業費用 550 万 9,419 円。特別損失が 190 万 9,545 円。予備費の支出はございませんでした。

2 ページの資本的収入及び支出のほうをごらんください。

まず、収入です。資本的収入といたしまして、決算額は、13 億 3,742 万 9,000 円となりました。内訳ですが、企業債が 7 億 3,300 万円。出資金 8,908 万 7,000 円。補助金 5 億 1,534 万 2,000 円。固定資産売却代金はございません。

次に支出でございますが、資本的支出といたしまして、決算額は、14 億 3,558 万 9,246 円となりました。その内訳ですが、建設改良費が 13 億 675 万 3,046 円。企業債償還金 1 億 2,883 万 6,200 円でございます。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に不足する額 9,816 万 246 円につきましては、欄外に記載しておりますように、当年度分損益勘定留保資金 8,958 万 4,505 円、及び過年度分損益勘定留保資金 857 万 5,741 円で補填をいたしております。

続いて、3 ページ、4 ページ、5 ページをお願いいたします。

3 ページから 5 ページにつきましては、損益計算書でございます。これは、平成 24 年度におきまして発生いたしました全ての病院事業に関する収益と費用を対比をいたしまして、損益を計算したものでございます。

5 ページの下のほうから 3 行目をごらんいただきたいと思います。ですが、当年度純利益といたしまして、7,766 万 9,979 円を計上することができました。したがって、繰越欠損金が前年度 6 億 6,101 万 519 円でございますので、これを入れ込みまして、当年度末の未処理欠損金は 5 億 8,334 万 540 円となりました。

以下、6 ページは剰余金計算書、7 ページは欠損金処理計算書でございます。8 ページは貸借対照表でございます。また、10 ページ以下に事業報告書、そして決算の補足資料をつけておりますので、

どうかよろしく目通しをお願いいたします。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

引き続き、監査委員の決算審査の結果の報告を求めます。

代表監査委員（上田益英君）

それでは、平成 24 年度の決算審査の報告を、監査委員よりさせていただきます。お手元に、平成 24 年度決算審査意見書があると思いますが、それに基づきまして報告をさせていただきます。

まず 1 ページですが、（以下、「平成 24 年度決算審査意見書」 1 ページ 1 行目から 13 行目まで朗読）

3 の決算の概要につきましては、表に示しておりますので、ごらんをいただければと思います。

次に、2 ページ以降、一般会計それから特別会計、各会計につきまして、決算額そしてそれに対します指摘及び意見等を述べさせていただきますので、そちらにつきましては、後ほど、ごらんをいただきたいと思います。

次に、20 ページのほうにお進みをしていただきたいと思います。20 ページの総括をもちまして、監査委員の監査報告とさせていただきます。

（以下、「平成 24 年度決算審査意見書」 20 ページ、21 ページ「総括」朗読）

以上で監査報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

議案第 64 号から議案第 74 号まで、提案理由の説明がございます。

総務課長（岡林護君）

それでは、私からは、議案第 64 号、平成 25 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）の詳細について、御説明を申し上げます。

資料は、この平成 25 年度佐川町一般会計補正予算書（第 3 号）を用いて行います。まず、第 4 ページをおあけください。

4 ページですが、まず、上段の第 2 表 債務負担行為補正、追加であります。内容が職員用パソコンリース料で、総務課担当です。期間が平成 26 年度から平成 30 年度まで。それから限度額が 1,882 万 3,000 円です。この内容は、マイクロソフト社のウィンドウズの X P のサポート体制が来年 4 月の 9 日で切れるということにして、セキュリティ対策の観点などもありまして、職員が業務で使用して

おりますパソコン 119 台、これはノートパソコン型が 104 台、それからデスクトップ型が 15 台ですが、それをですね、オペレーションシステムをバージョンアップするために 5 年のリースとして行うための債務負担行為であります。

下段です。3 表 地方債補正、これは変更でありまして、臨時財政対策債、2 億 4,000 万が補正前。補正後が 2 億 4,755 万 2,000 円。これは、臨時財政対策債の額の確定がなされたということによる変更であります。

次、9 ページをごらんください。まず歳入です。9 款地方交付税、これの普通交付税です。1 億 4,948 万 7,000 円。これも普通交付税の額が確定したことによります補正であります。これによりまして、普通交付税の総額が 25 億 4,248 万 7,000 円となります。

それから 13 款国庫支出金、1 節の社会福祉費補助金の安心生活基盤構築事業補助金 850 万、これは要援護者を対象に、あったかふれあいセンター、集落活動センター等を活用しての、抜け漏れの無い生活支援事業などであります。これについては 100%の補助で 5 年間ということです。

それから 14 款県支出金、2 目の民生費県補助金の 2 節児童福祉費補助金、子ども・子育て支援新制度電子システム構築等事業費補助金 680 万円。これは、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のためのシステムの構築費であります。

それから 4 目の農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金 40 万円。これはイノシシの駆除で当初は 1 頭当たり 1 万円補助ということで、この内訳は、県補助が 8,000 円、一般財源が 2,000 円ということで 50 頭分を組んでおりましたが、県のほうからは 1 頭当たりを 1 万 8,000 円支払うようにと指導があったということで、一般財源の不足分 8,000 円掛ける 50 等分を補正するものであります。

それから、集落営農・拠点ビジネス支援事業補助金 210 万円。これは集落営農組織のエコファーム鳥の巣がトラクターを購入するに当たっての県補助でありまして、トラクター購入費が 420 万ですんで、その 2 分の 1 が県補助で入ってくるものであります。

それからその 6 目教育費県補助金の 2 節小学校費補助金、公立学校施設耐震診断支援事業費補助金 61 万 8,000 円。これは、佐川小学校の特別教室等の耐震診断に対します県補助であります。

それから一番下の 17 款繰入金の財政調整基金繰入金、△の 1 億 9,215 万 1,000 円。これは普通交付税の確定や、それからまた繰越金、それから国・県の補助の増額などによりまして、財調基金の繰り入れを減額するものであります。

次、11 ページ、12 ページをお願いします。18 款繰越金、1 節前年度繰越金 6,185 万 3,000 円であります。19 款諸収入、3 節の雑入、長寿・健康増進事業 131 万 7,000 円。これは肺炎球菌ワクチン接種を 75 歳以上を対象にしたことに伴いまして、後期高齢者医療連合会から交付される補助金であります。

それから 20 款町債、1 節臨時財政対策債、これは冒頭でも申し上げましたように、額の確定によります 755 万 2,000 円の補正であります。

次、13 ページ、14 ページをごらんください。ここからは歳出です。2 款総務費、5 目の電子計算費、13 節委託料、電算機器保守管理委託料 291 万 2,000 円。これは、債務負担のところでも申し上げましたが、職員のパソコンについての設置、設定の委託料であります。それから 14 節使用料及び賃借料、コピー・印刷機等リース料 99 万 1,000 円。これも、その同じ職員のパソコンの 119 台分の本年度分のリース料に当たります。

次に、3 款の民生費。1 目社会福祉総務費の 13 節委託料、安心生活基盤構築事業委託料 850 万円。これは入のところでも御説明しました要援護者の抜け漏れのない見守り体制の構築などを行う事業についての委託料であります。

それから 2 目児童福祉費、13 節委託料、子ども・子育て支援導入委託料、これも、子ども・子育て支援新制度電子システム構築事業の委託料であります。

15 ページ、16 ページをごらんください。5 款農林水産業費、3 目農業振興費、19 節負担金・補助及び交付金、佐川町猟友会補助金 40 万円。これは、入でも御説明しましたイノシシの駆除についての歳出分であります。

それから 7 目山村振興費、19 節負担金・補助及び交付金、集落営農拠点ビジネス支援事業補助金 280 万円。これは、県の 210 万の補助プラス町の 70 万を足し込んだ額の歳出であります。なお、エコファーム鳥の巣の負担は、420 万からこの 280 万を引いた 140 万円がエコファームのほうの負担ということになります。

それから1目林業総務費、24節投資及び出資金、仁淀川森林組合出資金1,000万円。これは、地域林業を守り、森林環境を保全することが森林組合の目的であることから、その体質強化のために、吾川と仁淀にあります2工場を、吾川工場に統合化するなどの事業等に活用するための増資であります。

7款土木費、2目道路橋梁維持費、15節工事請負費、町道改良工事等973万8,000円。これ、橋梁点検の結果、老朽化により通行するのが危険だとわかりました加茂の長竹の橋のかけかえ工事であります。

それから19節負担金・補助及び交付金、地域で頑張る土木事業費補助金80万円。これは、地域で頑張る土木事業の要望が増加したことによりまして、それに対応するための補正であります。

次、3目の道路橋梁新設改良費の17節公有財産購入費、用地購入費87万5,000円。これ、本年度、県が施工する黒岩の県道片岡庄田線の改良に伴いまして、農免道路との取り合わせの改良工事に必要な用地購入であります。

それから9款教育費。1目学校管理費、13節委託料、佐川小学校特別教室棟耐震診断委託料、これは、佐川小学校の特別教室の耐震診断に必要な185万5,000円の補正であります。

次に、17ページ、18ページをお願いいたします。

2目公民館費、15節工事請負費、文化センター地下タンク埋設配管改修工事66万2,000円。これ、文化センターの灯油を入れる地下タンクと埋設配管を点検いたしましたところ、漏洩が確認されましたので、改修するために補正をするものでございます。

以上であります。

町民課長（横山覚君）

それでは私からは、議案第65号、平成25年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。今回の補正でございますが、歳入につきましては、国保税の本算定の結果を反映いたしました補正や歳出予算の増額補正に対しますための基金の繰り入れ、また前年度からの繰越金の計上となっております。

歳出のほうにつきましては、前年度の療養給付費負担金などの精算に伴いまして、返還金が生じたことにより償還金に増額補正を行うものです。

それでは、補正予算書の事項別明細書で説明をさせていただきます

すので、8ページ、9ページをお開きください。

歳入です。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、及びその下欄の2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、この7月に行われました国民健康保険税の本算定により算定されました税額を反映いたしまして、それぞれ689万3,000円の減額補正と322万5,000円の増額補正を行っております。

次の表です。9款繰入金、2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、歳出予算の増額補正に対応するため、2,429万5,000円の増額補正を行うものです。

次の表です。10款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、1節その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金1,270万4,000円を計上しているものであります。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

歳出です。一番下段の表をごらんください。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金、利子及び割引料につきましては、昨年度、平成24年度の療養給付費負担金や特定健康診査負担金などの負担金や交付金の精算によりまして、超過交付額が確定したことによりまして、その額を返還するために償還金に3,333万1,000円の増額補正をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

住宅新築資金の補正について説明させていただきます。補正予算書の2ページをごらんください。

こちらにつきましては、前年度の額の確定がしまして、その不足額、繰越額、不足額3,534万8,000円について補正するものでございます。

繰越金3,534万9,000円が発生しました。当初予算で1,000円計上してございましたので、その不足額3,534万8,000円を補正するものでございます。また、同額を歳出としまして予備費へ計上するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは、議案第67号、介護保険特別会計の補正予算につきまして、御説明をいたします。

詳細は、事項別明細書で御説明申し上げます。まず、歳出のほうから御説明を申し上げます。10 ページ、11 ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出、償還金、7 款諸支出金の中の償還金でございますが、11 ページの説明欄でございますように、償還金、利子及び割引料で、介護給付費償還金 343 万 3,000 円を計上しております。これは、平成 24 年度における介護給付費等の決算の確定によって生じた国及び県支出金の償還金でございます。歳出の予算の補正は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正につきましては、8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、7 款繰入金、介護保険事業運営基金繰入金ですが、まず、先ほど歳出で御説明いたしました国及び県支出金の償還金の財源といたしまして、全額この介護保険事業運営基金を充てており、この件でまず 343 万 3,000 円が補正となっております。

また、下段、8 款前年度繰越金につきまして、平成 24 年度決算における剰余金を全て地方自治法第 23 条の 2 の規定によって介護保険事業運営基金に繰り入れをするために、こちらの平成 25 年度の繰越金がゼロとなる見込みであります。そのために、当初予算で枠組みで組んでおりました 1,000 円につきまして減額をいたして、財源の組みかえとして、その結果、上段の介護保険事業運営基金繰入金を 1,000 円増額しております。

したがって、7 款の介護保険事業運営基金の繰入金が、合計 343 万 4,000 円となるものです。以上でございます。よろしく願います。

町民課長（横山覚君）

それでは私からは、議案第 68 号、平成 25 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、前年度からの繰越金を計上するための増額補正となっております。補正予算書の事項別明細書の 8 ページ、9 ページをお開きください。6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金に前年度からの繰越金といたしまして、274 万 8,000 円を計上しております。

続きまして次ページ、10 ページ、11 ページをお開きください。歳出です。4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費に歳入の繰越金の

増額補正に対応しまして、同額の 274 万 8,000 円を計上をしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

続きまして、議案第 69 号、牧野公園設置及び管理運営に関する条例の制定につきまして、全部改正でございます。お手元のほうに、新旧対照表をお届けしておると思いますので、そちらのほうをごらんください。

新たに加わる箇所を下線を引いてございます。まず、第 3 条の第 2 項につきましては、「指定管理者に行わせることができる」という条項を設けてございます。そして第 3 条第 3 項につきましては、指定管理者の指定につきましてのその手続き、手続きにつきましての根拠条例、佐川町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、これの定めるところによるという条項でございます。

次のページをごらんください。第 4 条指定管理者でございます。第 4 条、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。公園の利用許可等に関する業務、公園の施設及び設備の維持管理に関する業務、公園を活用した観光推進に関する業務、等でございます。

指定管理者の管理期間、これは、指定管理者が公園の管理を行う期間は、指定を受けた日から当該指定の日の属する年度の翌年度、当該指定の日が 4 月 1 日である場合には、その指定の日の属する年度から起算して 5 年度目の末日までとする。というふうにしてございます。

第 6 条には利用の許可、また第 7 条には行為の禁止、第 8 条のほうには利用料を、料金を定めてございます。こちらにつきましては、次のページの第 12 条の後に、附則の後でございますが、別表がございます。そちらにございます。

この座敷棟に関しましては、現行では内規で定めてございまして、座敷棟について棟内で飲食を行う場合、現行では 5,000 円でございます。会議のみを行う場合は 3,000 円、というふうに定めてございました。そちらを、座敷棟 1 日につき 3,000 円ということでございます。また、売店棟につきましては 1 日につき 1 区画 2,000 円でございます。

さらに、この公園の一部または全部の占有ということですが、公園内の一部、他の施設、例えばでしたら、藤棚のある広場、それから中斷あたりにあずまや等もございます。さらに、花見のときには



ビニールハウスを設置する広場、等々がございます。

こういったものを生かして、利用して催物を置きたいというような、開催したいという声も聞いてございますので、公園の一部または全部を占有して、座敷棟及び売店棟も合わせて占有する場合、これが1日につき1万5,000円でございます。

この座敷棟とか売店棟とかいうものは、占有はしないわけですが、公園の一部または全部を利用するという場合が1万円というふうに定めてございます。

この条例につきましては、附則で書いてございますように、平成25年10月1日から施行するというものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第70号、牧野公園の指定管理者の指定について、でございます。指定管理者となる団体、さかわ観光協会でございます。指定の期間、平成25年10月1日から平成31年3月31日まで、でございます。

続きまして、議案第71号でございます。これは、旧浜口家住宅の指定管理者の指定でございます。指定管理者となる団体、さかわ観光協会でございます。指定の期間、平成25年10月1日から平成31年3月31日まで、でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育次長（岩本敏彦君）

私からは、議案第72号、佐川文庫庫舎の指定管理者の指定について、説明をさせていただきます。指定管理者につきましては、さかわ観光協会を指定にいたしております。指定の建物につきましては佐川文庫庫舎。指定の期間は、平成25年10月1日から平成29年3月31日までといたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

議案第73号の工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。これについては参考資料を、お手元にあろうかと思いますが、議案第73号関係で、6枚の資料のとじの資料があろうかと思いますが、基本的にはこれに基づいて御説明を申し上げます。

これは、内容は、佐川町役場の庁舎空調設備改修工事であります。まず最初の1枚目が見積もり合わせのときの資料でございます。予定価格、これは、見積もり合わせは、平成25年8月20日に行いま

した。それで、予定価格が 7,641 万 7,000 円。最低制限価格が 6,495 万 4,001 円でありました。

それで、見積もりの結果ですが、下段にありますけど、土佐ガスが 715 万円で落札したということになります。なお、その他の業者につきましては、またそれからその他の業者の見積もり金額につきましては、ごらんのとおりでございます。

工期につきましては、これを議決いただきまして、そしてその着工日から 90 日以内に完了するということになっております。

ちなみに、この事業はですね、これらの金額は全て消費税を抜いた金額でありますので、実際の土佐ガスの落札した 7,150 万円に 5% の消費税を加算した金額 7,507 万 5,000 円で契約するということになります。

これは、当初の設計の段階では、税込みで 8,023 万 7,850 円、この設計額を予定をしておりまして、そのうち補助対象が県の補助ですが、これは高知県木質資源利用促進事業費補助金と言いますが、これが 4 分の 3、補助対象事業分の 4 分の 3 について、そして上限額が 3,000 万円の補助がいただけるということで、今回この事業につきましては、県補助 3,000 万円をいただけるということになっております。

なお、それからこの木質ペレットを使いました空調につきましては、1 階部分についてに対応すると。2 階、3 階部分については、いわゆる通常の電気によるルームエアコンと。いわゆるエアコンで空調を賄うということになっております。

これはなぜ、全部木質ペレットで、全庁舎ですね、できなかったかといいますと、これ、後ほどちょっと御説明しますが、今回木質ペレットのタンクを 2 個使って行いますが、これが 3 個必要になってくるということになりますと、それを設置する場所がないということで、どうしても 2 個ということになりましたので、1 階部分のみを木質ペレットでは対応するということになりました。

2 枚目あけていただきましたら、この工事の概要があります。この上のほうが 1 階の事務所系統の改修工事ということで、ルームエアコンとかファンコイルユニット、これルームエアコンは宿直室を予定しておりますが、あとファンコイルユニットが、これはいわゆる送風機ですが、こういう形で配置するというふうに考えております。

それから2階事務所の改修工事につきましては、ハウジングエアコンとパッケージエアコンを用いると。このハウジングエアコンというのは、家庭用の天井埋め込みタイプのエアコンです。それからパッケージエアコンというのは、業務用の天井づり埋め込みタイプのエアコンということになります。

それから3階、ここの議場、そして事務所系統の改修工事についてはルームエアコンと、その他パッケージエアコンを用いて対応するという事になっております。

続いて、3枚目がですね、随意契約の理由を載せております。これは、上のほうには基本的な今回の工事の概要、そしてこれを行った目的等を書いておりますので、そこは省略させていただきますが、一番下段の段落で、ここちょっと読み上げますが、「今回の施工にあたり、見積書を依頼する選定業者については、佐川町が導入を決定した、矢崎総業株式会社製の、木質ペレット焚吸収式冷温水機の取扱店であり、設置及びメンテナンスにおいても実績および技術力が求められるため、競争入札に適しないものと考えられ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものと判断する」と。こういう理由によりまして随意契約を行ったということになります。

それからその次が、カラー刷りの、これはちょっとパンフレットの的なものですが、この資料をちょっと見ていただきたいと思います。これの上段にですね、2つの型、ちょっとずんぐりした型のタンクと、それからちょっと背の高いといいますか、タンクがありますが、これは、この右側の背の高いタンクを今回採用したということになります。

それからちょっとその裏面には、このいわゆる循環型の利点といいますか、こういう木質バイオマスを使うた循環型の利点、いわゆる木質バイオマス、ペレットですんで、発生する二酸化炭素はあくまでも、それまでの吸収された、その木が吸収した二酸化炭素でありますんで、それがまた排出されてもまた、木がまた吸収していくということで、二酸化炭素自身は増えていかない。石油等ですね、化石燃料の場合は、二酸化炭素がプラスされていくということになりますんで、その非常に大きな利点があるということです。

それから、次のA3の図面、2枚ありますが、これが1階部分の図面です。右側の上のほうに、この木質ペレットのタンクが2基あ

りますが、要するに2台使ってこれを行うということになっております。これは屋外に設置されます。

屋内のほうですが、FCUと書いたものがありますが、これが先ほど読みました送風機、ファンコイルユニットということになります。こういう形で配置をしていくということを考えております。

それから一番最後が、この屋外に設置します木質ペレット焚きの空調機の拡大図であります。このように上のほうに大きい丸が2つ左右にあります。これがペレットタンクということになりまして、それから下のほうの機械のほうに供給されて冷暖房を行っていくということになります。以上でございます。

産業建設課長（渡辺公平君）

議案第74号の平成24年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、補足説明させていただきます。これにつきましては、地方公営企業法の一部が改正されました。

こちらの記の下にあります表のように、ここには資本剰余金、未処分利益剰余金と示しておりますが、資本金の額を減少させたり、資本剰余金を処分したり、このたびのように未処分利益剰余金を処分したりする場合には、条例を定めて町長が行うのか、あるいはまたその都度議会の議決により行うのか、どちらかの方法を選択しなければならなくなりました。

高北病院とも協議しまして、こういった資本処分等につきましては、その透明性を図る観点から、佐川町では、その都度、議会の議決を経るということにいたしました。

当議案につきましては、この上の記の表をごらんいただきますと、資本金につきましては減少するものはございません。資本剰余金の処分はございません。先ほど、決算のときに説明させていただきましたように、平成24年度未処分利益剰余金1,325万9,910円がございます。これにつきましては、議会の当議案により議決を求め、減債積立金へ同額を積み立てするというものでございます。

そして、処分後の残高、残額につきましては、ゼロ円というふうには、未処分利益剰余金全てについて、減債積立金へ積み立てする、そういった処分をするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（永田耕朗君）

以上で、認定第1号から議案第74号までの提案理由の説明を終

わります。

本日の会議は、これもちまして終わります。

本日の会議は、これをもって散会します。

次の開会を、9日の午前9時とします。

散会 午前 11 時 8 分